次項において同じ。）に対して求償権を有するときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。

一　当該特定保険者に政府が交付した特定保険者交付金の金額

二　当該求償権の金額

2　特定保険者交付金交付契約により特定保険者交付金の交付を受ける特定保険者が第三者に対する求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の限度で、特定保険者交付金の交付の義務を免れる。

一　当該特定保険者が当該求償権の行使により支払を受けた金額

二　当該特定保険者交付金交付契約に係る交付対象金銭について第六条の規定により政府が特定保険者交付金の交付の義務を負う金額

（特定保険者交付金交付契約の解除）

第十二条　政府は、特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定保険者交付金交付契約を解除することができる。

一　解除その他の事由により特定損害保険契約又は特定賠償義務履行担保契約を締結している者でなくなったとき。

二　政令で定める期限までに納付金を納付しなかったとき。

三　第八条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

四　第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）その他の政令で定める法律（これらに基づく命令を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反したとき。

六　当該特定保険者交付金交付契約の条項に違反したとき。

2　前項の規定による特定保険者交付金交付契約の解除は、当該特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者が解除の通知を受けた日から起算して三月を経過した日から将来に向かってその効力を生ずる。

3　政府は、第一項の規定により特定保険者交付金交付契約を解除したときは、直ちに、当該特定保険者交付金交付契約に係る特定保険者に対し、その旨を通知するものとする。

（業務の管掌）

第十三条　この法律に規定する政府の業務は、国土交通大臣が管掌する。

2　国土交通大臣は、特定保険者交付金交付契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

3　国土交通大臣は、特定保険者交付金交付契約を解除しようとする場合には、あらかじめ、内閣総理大臣、外務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

（船主相互保険組合法の特例）

第十四条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第二条第三項に規定する船主責任相互保険組合は、同法第四条第五項の規定にかかわらず、特定賠償義務履行担保契約に関する業務に係る事業を行うことができる。

（国土交通省令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、特定保険者交付金交付契約の締結の手続その他この法律を実施するために必要な事項は、国土交通省令で定める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行し、欧州連合により講じられるイラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により当該再保険の引受けが行われなくなると認められる日として内閣総理大臣、外務大臣及び国土交通大臣が告示する日以後に生ずる特定損害等について適用する。

（この法律の廃止）

第二条　この法律は、イランをめぐる国際情勢その他の情勢の変化により、特定タンカーについて、特定タンカー所有者損害を**塡**補するための保険契約であってその保険金額が第二条第十一号ロの政令で定める金額以上のものの締結が可能であると認められるに至ったとき、又は特定運航が行われなくとも国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に支障を生じないと認められるに至ったときは、速やかに、廃止するものとする。

（平成二十四年度における特定保険者交付金交付契約の限度額）

第三条　平成二十四年度において政府が特定保険者交付金交付契約を締結する場合には、その担保上限金額の合計額が九兆千三百二十二億八千七百六十七万円を超えない範囲内において、これをするものとする。ただし、第七条の規定に基づく国会の議決がなされた場合には、この限りでない。

（国土交通省設置法の一部改正）

第四条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「事務並びに」を「事務、」に、「事務を」を「事務並びに特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務を」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
外務大臣　玄葉光一郎
国土交通大臣　羽田雄一郎

政　令

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百六十七号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第四号を次のように改める。

四　住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知に関すること。

第五十一条中「登録管理官」を「出入国管理情報官」に改める。

第五十三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　外国人の中長期の在留の管理に関すること。

第五十六条を次のように改める。

（出入国管理情報官の職務）

第五十六条　出入国管理情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。

二　住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知に関すること。

附　則

この政令は、平成二十四年七月九日から施行する。

法務大臣　滝　実
内閣総理大臣　野田　佳彦